

キャッシュレスの推進とポイントサービスの動向

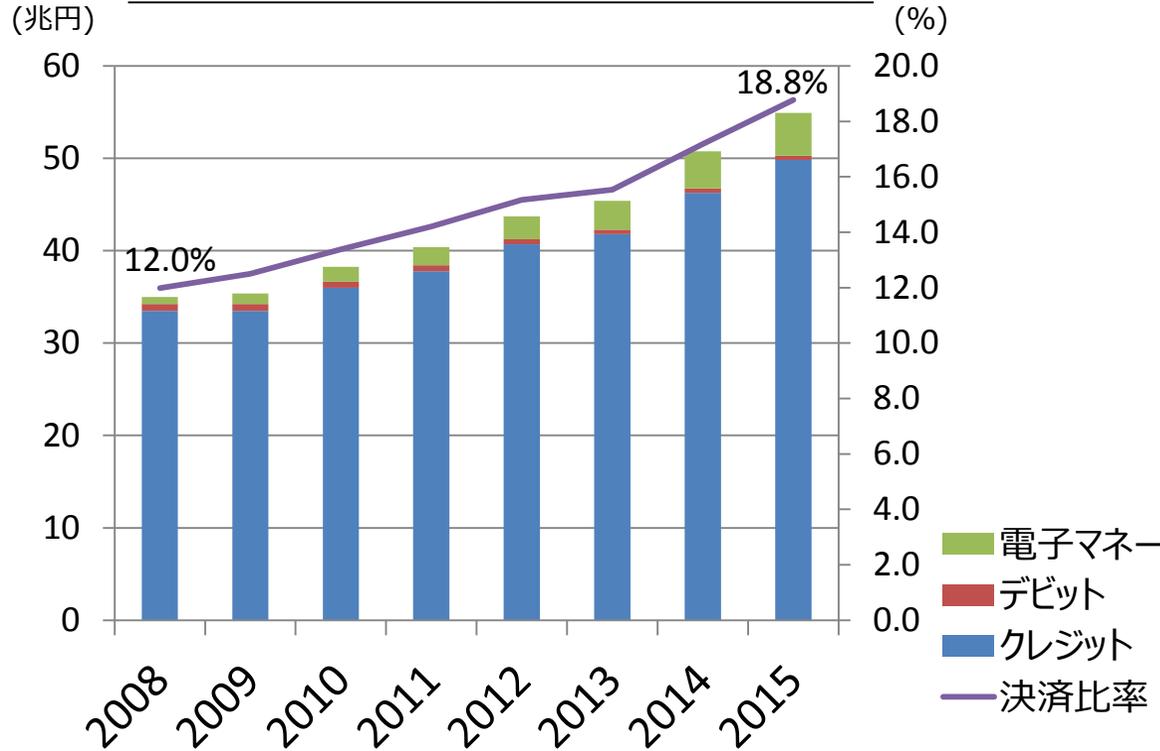
平成28年12月
商務流通保安グループ

1. キャッシュレスの現状と推進

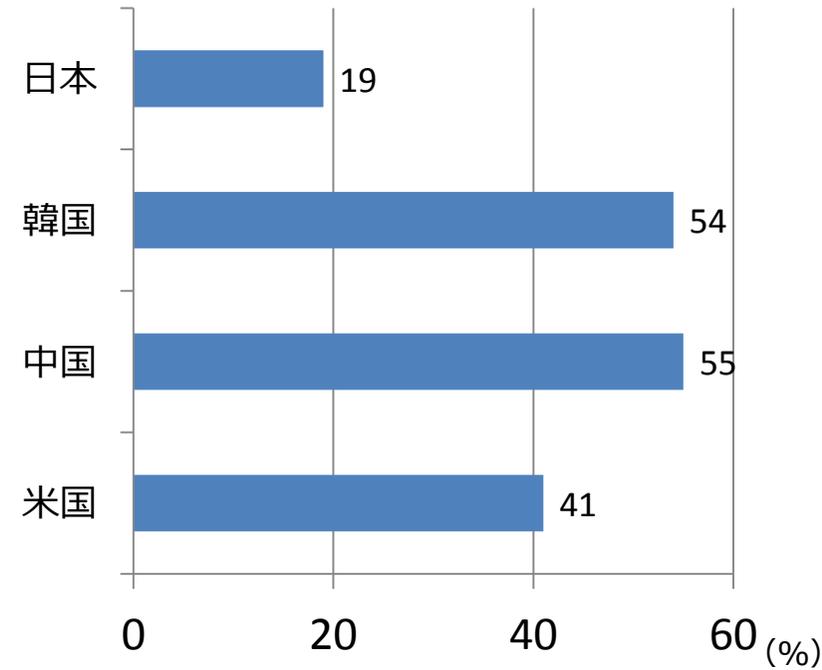
キャッシュレス決済の利用状況①

- キャッシュレス決済は、決済額及び民間最終消費支出に占める比率ともに増加。
- ただし、その比率は、海外諸国と比較するとまだ低い。

キャッシュレス決済額と民間消費支出に占める比率



キャッシュレス決済比率の各国比較 (2015年)



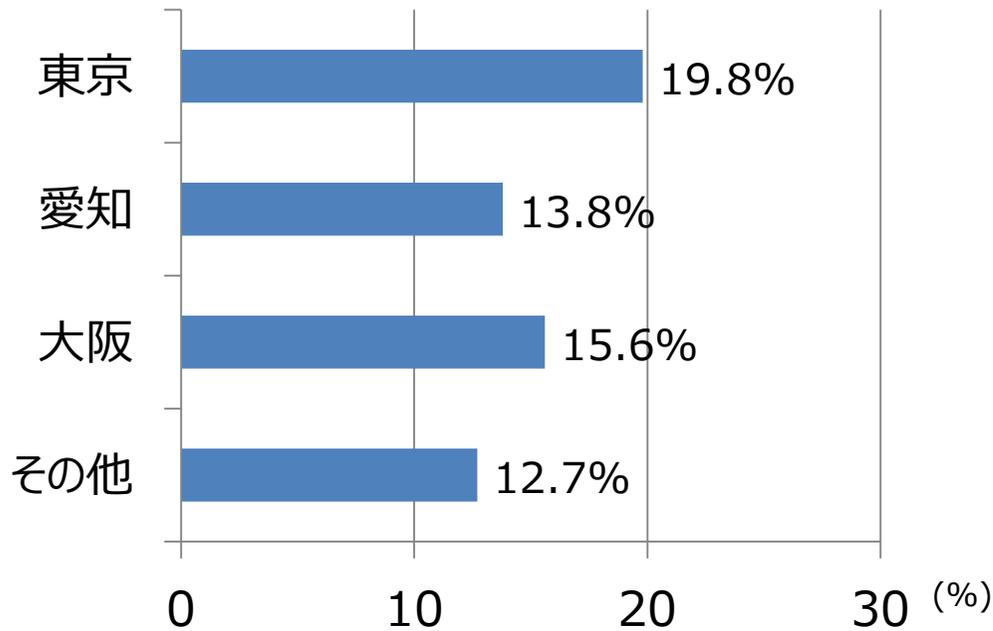
(出典) ・内閣府「国民経済計算年報」民間最終消費支出：名目（2015年は速報値）
 ・（一社）日本クレジット協会調査（注）2012年までは加盟クレジット会社へのアンケート調査結果を基にした推計値、平成25年以降は指定信用情報機関に登録されている実数値を使用。
 ・デビット：日本デビットカード推進協議会(J-debitのみ)
 ・電子マネー：日本銀行「電子マネー計数」

(出典) 日本は左と同じ。
 その他の国は、EUROMONITOR INTERNATIONAL 年次レポート(クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード（電子マネー含む）を含む。)

キャッシュレス決済の利用状況②

- クレジットカードの利用率は、大都市圏の方が高い。

小売業におけるクレジットカード 決済比率



(出所) 平成26年商業統計表

各業種の決済対応比率

業種	カード決済可能な割合
スーパー	71%
フランチャイズ	63%
タクシー	51%
旅館	90%

※スーパー、フランチャイズは企業ごとに、一部の店舗でもカード決済に対応していれば計上

※タクシーは台数ベース（法人タクシーのみ）

(出所)
経済産業省実施流通業界アンケート（平成24年6月）
（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会
（一社）日本旅館協会アンケート調査

キャッシュレス推進に向けたこれまでの経緯

- 安倍政権では、「日本再興戦略」をはじめ、様々な場でキャッシュレス推進の方針を打ち出してきた。

<方針>

2020年のオリパラ等を踏まえ、キャッシュレス化にむけた対応策を検討。

〔抜粋〕2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る。このため、訪日外国人の増加を見据えた海外発行クレジットカード等の利便性向上策、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備及び公的分野での電子納付等の普及をはじめとした電子決済の利用拡大等について、関係省庁において年内に対応策を取りまとめる。

「日本再興戦略」改訂2014^{*1}
(平成26年6月24日閣議決定)

「キャッシュレス化に向けた方策」^{*2}
(平成26年12月26日公表)

「日本再興戦略」改訂2015^{*3}
(平成27年6月30日閣議決定)

策定された「キャッシュレス化に向けた方策」の推進。

〔抜粋〕昨年12月に関係省庁で取りまとめた「キャッシュレス化に向けた方策」に基づき・・・訪日外国人向けの利便性向上、・・・クレジットカード等を安全に利用できる環境整備及び・・・公的分野における電子決済の利用拡大等に係る施策を推進する。

「明日の日本を支える観光ビジョン」
(平成28年3月30日策定)

「日本再興戦略」2016
(平成28年6月2日閣議決定)

- ①「キャッシュレス化に向けた方策」の推進
- ②観光ビジョンの推進（外国人が訪れる主要観光施設等でのカード対応 等）
- ③ビッグデータの利活用

*1:<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>

*2:<http://www.meti.go.jp/press/2014/12/20141226003/20141226003a.pdf>

*3:http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai2_3jp.pdf

キャッシュレス化に向けた方策

- 関係省庁にて2014年末に、下記の内容の方策を公表。

キャッシュレス化に向けた方策 概要

1. 訪日外国人向けの利便性向上

- (1) 海外発行クレジットカード等での現金引き出しが可能なATMの普及【観光庁、金融庁】
- (2) クレジットカード等使用可能店舗での表示促進【経産省、観光庁】
- (3) 地方商店街や観光地等でのクレジットカード等決済端末の導入促進【経産省、観光庁】
- (4) 海外発行クレジットカード等での交通系カードの利用環境の整備【国交省(観光庁含む)、金融庁、経産省】
- (5) 百貨店における面前決済の一般化【経産省】

2. クレジットカード等を安全に利用できる環境整備

- (1) クレジットカード決済システムの乱用防止（悪質な加盟店の排除等）【経産省】
- (2) クレジットカード番号や個人情報管理等のセキュリティ対策強化【経産省】
- (3) クレジットカード及びクレジットカード決済端末のI C化並びに、POS端末を含むキャッシュレス決済端末のセキュリティー仕様の標準化【経産省】
- (4) 消費者教育の充実によるキャッシュレス決済の適切な使い方に関する理解の促進【経産省、消費者庁】

3. 公的分野の効率性向上の観点からの電子決済の利用拡大

- (1) 公的納付金の電子納付の一層の普及・・・地方税は平成18年から、国税は平成29年1月からクレジットカードで納付可能化【IT室、関係省庁】
- (2) 官公庁において年度をまたがってクレジットカードを利用可能化【行革事務局、関係省庁】

明日の日本を支える観光ビジョン

- 当会議での議論を踏まえ、観光先進国の実現に向け、以下の方針と報告書を策定。

「明日の日本を支える観光ビジョン」 – 世界が訪れたい日本へ –

平成28年3月30日策定

「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」

視点1

「観光資源の魅力を極め、
地方創生の礎に」

視点2

「観光産業を革新し、国際競争力
を高め、我が国の基幹産業に」

視点3

「すべての旅行者が、ストレスなく
快適に観光を満喫できる環境に」

【報告書関連部分抜粋】 明日の日本を支える観光ビジョン（抄）

視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

キャッシュレス環境の飛躍的改善（海外発行カード対応ATMの設置促進を含む）

- 3メガバンクの海外発行カード対応ATMについて、従来、2020年までに、全ATM設置拠点の約半数で整備(計約3千台)する方針であるが、これの大幅な前倒しを要請(2018年中にその大半を設置)するほか、以下の取組を実施。

<中略>

- 2020年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて、「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現することを含め、以下の取組を実施。

「日本再興戦略」2016

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

1. 第4次産業革命の実現

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進

②規制・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進

【個別プロジェクトの実行実現】

<BtoCのビジネス領域関連>

ービッグデータの利活用を通じて多様化する国内消費者や訪日外国人等のニーズを的確に捉えることにより、優れた商品・サービスの開発、魅力ある観光の提供、インバウンド需要の更なる喚起などにつなげるため、次の取組を進める。

・本年内にクレジットカード決済、購買情報等に関する必要なデータ標準化を推進する。

4. 観光立国の実現

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

⑥キャッシュレス環境の飛躍的改善

・2020年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現するため、クレジットカード決済・IC対応端末の普及を促進する。

II 生産性革命を実現する規制制度改革

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

(1) 新たに講ずべき具体的施策

iii) キャッシュレス化の推進等

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による利便性・効率性の向上を図るため、平成26年12月に関係省庁で取りまとめた「キャッシュレス化に向けた方策」に基づき、観光地や地方のキャッシュレス環境の普及などを推進する。

キャッシュレスの主なメリット

- キャッシュレス決済は、消費者に利便性をもたらすほか、事業者の生産性向上につながり、また経済全体にも大きなメリットがある。

消費者

- 大量の現金を持たずに買い物が可能
- ネット取引で不可欠
- カード紛失・盗難時の被害リスクが低い
- 自らの消費履歴情報の管理が容易であり、自動家計簿サービス等の利便性が向上

事業者

- 従業員による売上現金紛失・盗難等のトラブル減少
- 従業員が紙幣・通貨に触れないので衛生的
- 現金の搬出入回数の減少
- 訪日外国人の54%がクレジットカードを利用。インバウンド需要を取り込むには不可欠（訪日外国人のクレジットカード払いでの消費単価は現金払の1.4倍）
- 個人の購買情報を蓄積し、ビッグデータを分析することにより、マーケティングを高度化

公共的観点

- 脱税の減少
- マネーロンダリングの抑制

地方商店街や観光地等でのカード決済促進支援策

<課題>

- ・地方商店街や観光地等の店舗においてカード決済に対応できていない。

<これまでの取組>

- ・予算事業を通じて、商店街等の関係者の合意形成を促すことにより、カード決済を新たに導入。
「商店街まちづくり事業」…決済端末導入に係る端末費用・工事費用の2 / 3を補助。
平成25年度補正～：全国22の地方商店街において導入。
「地方創生交付金」…プレミアム付商品券事業の実施等と併せて、決済端末費用を補助。
平成26年度補正～：全国6地域の自治体において導入。

<今後の対応>

- ・引き続き、地方商店街や観光地等でのカード決済の普及拡大に向けて、商店街関係者等への働きかけを行うとともに、必要な支援を行う。【経済産業省、観光庁】
- ・経産省として、具体的には以下の支援を準備。
 1. 中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金(996億円、平成27年度予備費)
 2. 地域未来投資促進事業 商店街集客力向上支援事業 (15億円の内数)
(平成28年度第2次補正予算)
 3. 小規模事業者販路開拓支援事業 (120億円) (平成28年度第2次補正予算)
 4. 地域未来投資促進事業 (うち、サービス等生産性向上IT導入支援事業 (100億円)
(平成28年度第2次補正予算)

2. 安全・安心なクレジットカード環境 の整備

国民と訪日外国人によるクレジットカード利用環境への認識

- 本年7月、内閣府が行った世論調査では、国民の約6割がクレジットカードの利用に対して消極的であるとの結果が出た（9月1日公表）。
- 消極的である理由として、「紛失・盗難により第三者に使用されるおそれ」（41.3%）や「個人情報等が店舗等から漏えいし、不正利用される懸念がある」（35.4%）等が挙げられた。
- 政府に対し、「不正使用に対する取締りの強化」（57.4%）や「セキュリティ対策の規制に係る法整備」（52.3%）を求める声が多かった。
- 増加する訪日外国人によるインバウンド需要を取り込むためにも、カード利用に関し安全・安心の確保が必要。

■ 訪日外国人の54%は、クレジットカードを利用。

（出所） 観光庁 訪日外国人の消費動向（平成27年報告書）

■ 一方、訪日外国人は、日本のカード利用環境に不安・不満を抱いている。

・49%が「セキュリティの高いICカード対応の決済環境を整備すべき」と回答。

（出所） 日本クレジットカード協会によるアンケート調査（平成26年）

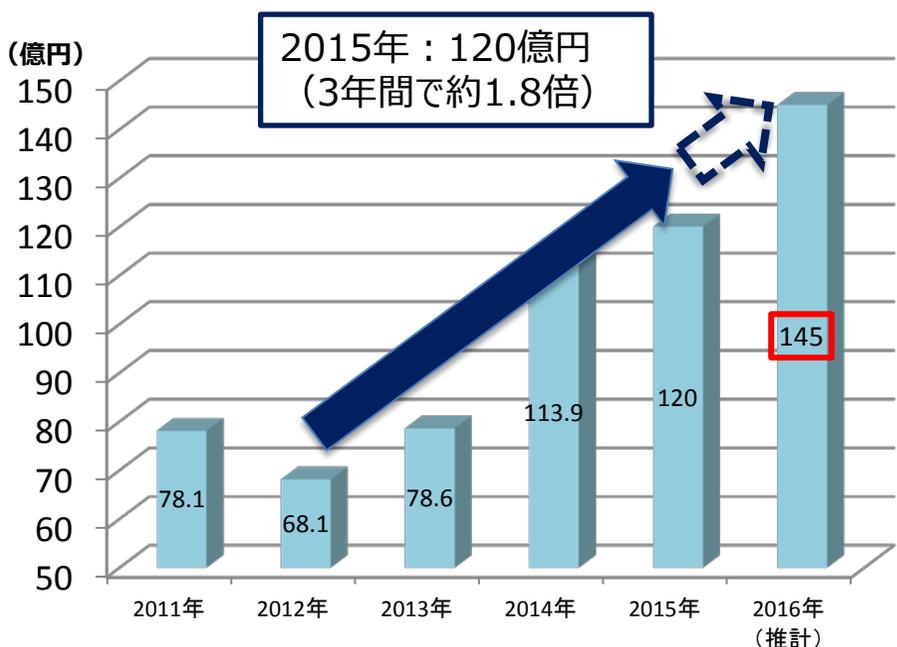
加盟店におけるセキュリティ向上(決済端末のIC対応化)が求められている。

クレジットカードに関する課題と対応

- 【課題】
- ・消費者トラブルが増加。悪質な加盟店を排除する必要性。
 - ・カード情報の漏えい事案が多数発生。カード情報管理を徹底し、カードの不正使用を防止する必要性。

- 【対応】
- ・割賦販売法の改正による、クレジットカード会社による加盟店管理の義務づけ
 - ・官民連携によるセキュリティ対策の強化

クレジット取引の不正使用額の推移

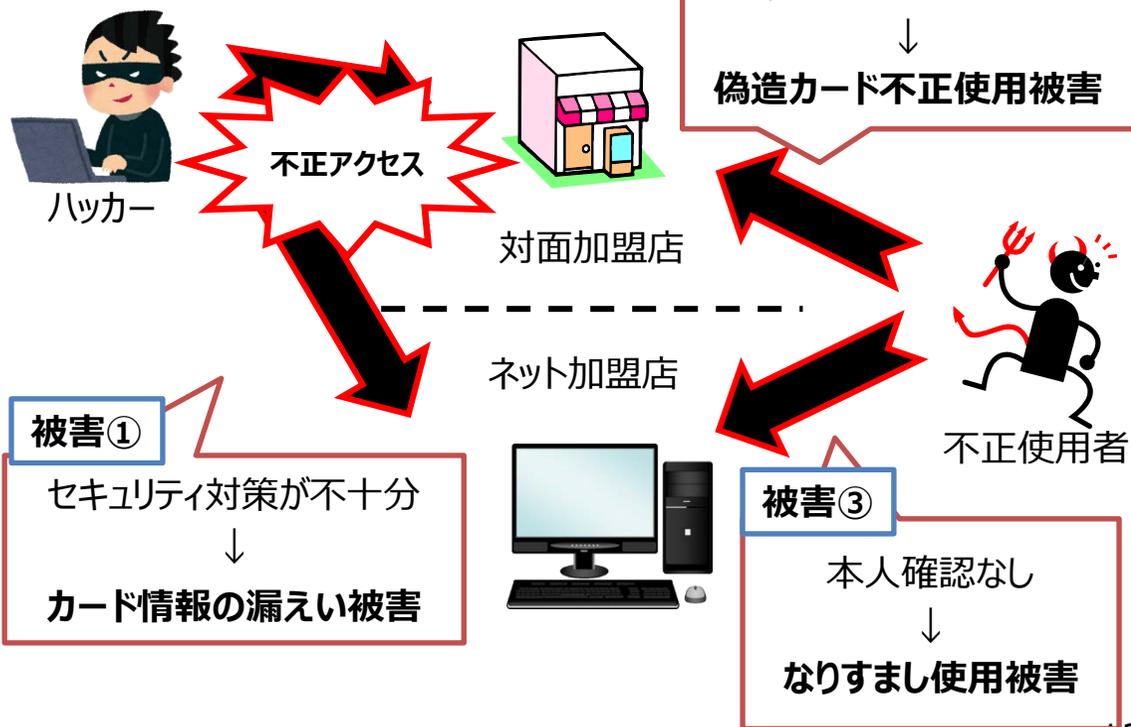


(注) 不正使用被害額は、国内発行クレジットカードでの不正使用分で、カード会社が把握している分を集計（海外発行カード分は含まれない。）

2016年については、2016年1～6月の不正使用額（72.7億円）から推計。

出所：一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正使用被害の集計結果について」

クレジット取引での被害イメージ

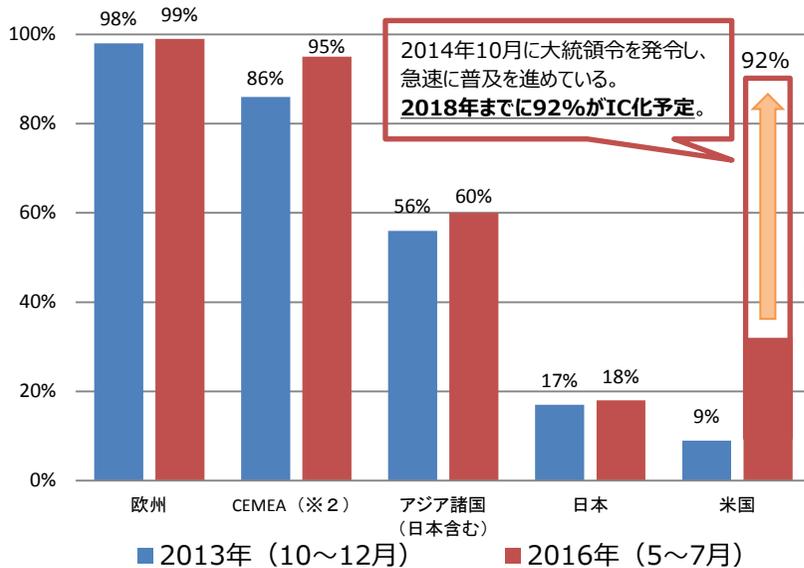


我が国のクレジット決済のIC化における現状と課題

- クレジット決済のIC化は、偽造カードによる不正防止の唯一無二の対策であり、国際標準であるが、現状、我が国は取組が遅れている。

現状・課題

クレジット決済のIC対応比率（※1）



2014年10月に大統領令を発令し、急速に普及を進めている。
2018年までに92%がIC化予定。

約4ヶ月で10%上昇。
32%
22% (1~3月)
ICチップ

カードのIC化



情報を暗号化して蓄積

端末のIC対応化



磁気テープ対応端末



IC対応化



百貨店等での対応例



デリバリー等で使用されている
モバイル端末での対応例
楽天「スマートペイ」(¥9800)



- 磁気決済が中心でセキュリティの脆弱な我が国を狙って、国際的な犯罪が集中（セキュリティホール化）する懸念を払拭するため、IC化を進め、安全・安心な環境を整備する必要がある。

割賦販売法の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

近年、クレジットカード取引は、カード発行が販売業者（以下「加盟店」という。）との契約を別会社に行わせる形態が増加している。また、クレジットカード番号等の漏えいや不正な利用による被害が増加している状況にある。我が国では、クレジットカード決済端末のIC対応が遅れており、国際的な犯罪の標的にされるリスクも高まっている。

他方で、革新的な金融サービス事業を行う**FinTech企業の決済代行業への参入**が拡大してきている。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、**インバウンド需要を取り込む**ためにも、安全・安心なクレジットカード利用環境の整備が重要。

2. 法律案の概要

安心・安全なクレジットカードの利用環境の整備のため、クレジットカード情報の適切な管理や不正な利用の防止を行わせるため、所要の措置を講じる。

3. 措置事項の概要

(1) 加盟店の管理の強化

○加盟店に対しクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を締結する事業者について、登録制度を創設するとともに、当該加盟店への調査を義務付ける。

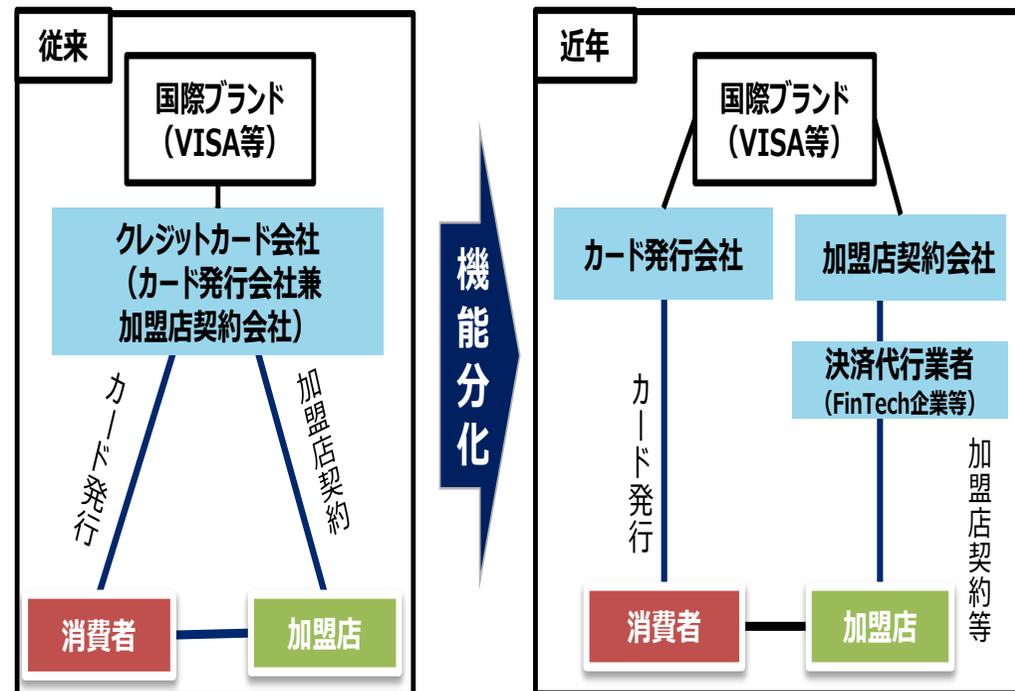
(2) クレジットカード情報の適切な管理等

○加盟店に対し、クレジットカード番号等の情報管理や、自らの委託先に情報管理に係る指導等を行うことを義務付ける。

○加盟店に対し、クレジットカード端末のIC対応化などによる不正使用対策を義務付ける。

(3) FinTechの更なる参入を見据えた環境整備

○加盟店契約会社と同等の位置付けにある決済代行業者（FinTech企業等）にも、加盟店契約会社と同一の登録制を導入する。

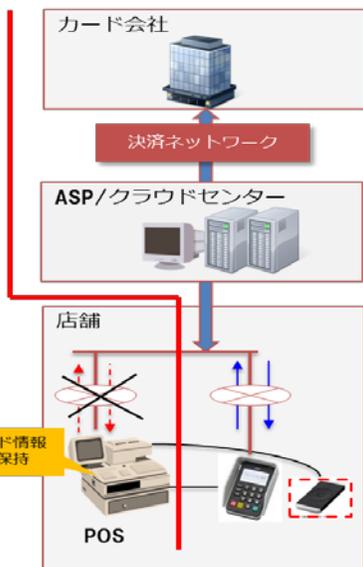


クレジット決済端末の I C 対応に活用できる支援措置

クレジット取引におけるセキュリティ対策推進事業 (10億円) (平成28年度補正予算)

加盟店において、セキュリティ水準の高い I C 対応を効率的かつ円滑に普及するため、業界単位で共同利用可能な決済システムの導入・実証を実施するための費用を支援。(補助率: 1/2)

<共同決済システムのイメージ>



※決済機能を各加盟店のシステムから切り離して集約することで、各社の I C 対応のためのシステム改修コストの大幅削減と、カード情報の非保持化を実現できる。また、スマホ決済等の新たな支払手段についても、共同決済システムにおける一元的な対応(機能拡張)が可能となり、高水準のセキュリティが維持される。

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金(996億円) (平成27年度予備費)

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する。レジ本体のほか、レジ機能に直結するクレジットカード決済端末等の付属機器等も併せて対象。(補助率: 原則2/3)

地域未来投資促進事業(うち、商店街・まちなか集客力向上支援事業(15億円)) (平成28年度補正予算)

外国人観光客の消費を商店街・中心市街地に取り込むとともに、消費喚起に向けた機能向上、施設整備を促進する事業。その中で、クレジットカード等の決済端末の設置等、商店街等における外国人観光客の消費促進に資する事業を支援。(補助率: 2/3)

小規模事業者販路開拓支援事業(120億円) (平成28年度補正予算)

小規模事業者販路開拓支援事業(小規模事業者持続化補助金)として、小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓を支援。その中で、I C 対応端末の導入費用等を含め、販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア(販路活動実施に役立つ顧客管理ソフト等)も併せて対象。(補助率: 2/3)

地域未来投資促進事業(うち、サービス等生産性向上 I T 導入支援事業(100億円)) (平成28年度補正予算)

中小企業等経営強化法に沿って、中小企業・小規模事業者の経営力向上を支援する I T システムの導入等費用の一部について補助(補助率: 2/3)。

3. ポイントサービスの動向

クレジットカード会社が発行するポイント

- クレジットカード発行会社は、消費者に対するカード利用促進策としてポイントを付与。
- ポイントの魅力を高めるため、他企業が発行するポイントと交換できるようにしている。

カード会社	ショッピング取扱高 / 会員数(*1)	主なポイント サービス	ポイント付与率 (キャッシュバック時還元率)	ポイント 有効期限	交換できる他社ポイント								ポイント引 当金残高 (*2)
					Tポイント	Ponta	nanaco	WAON	楽天	dポイント	ANA マイル	JAL マイル	
クレディセゾン	4兆2,583億円 / 2,561万人	永久不滅 ポイント	1,000円=1P (1P=4.5円)	なし	○	-	○	-	-	○	○	○	886億円
JCB	25兆5,001億円 / 9,563万人(*3)	Oki Doki ポイント	1,000円=1P (1P=3円または4.5円(*4))	獲得月より 2~5年間	○	-	○	○	○	○	○	○	N/A
三井住友カード	11兆2,751億円 / 2,424万人	ワールド プレゼント	1,000円=1P (1P=3円または5円(*5))	獲得月より 2~4年間	○	○	○	○	○	○	○	-	N/A
三菱UFJニコス	9兆4,441億円 / 1,714万人	グローバル ポイント (MUFGカード 向け)	1,000円=1P (1P=4円)	獲得月より 2~3年間	○	○	○	-	○	○	○	○	64億円

(*1)平成27年度データ(『消費者信用』2016年9月号より)

(*2)平成28年3月末時点(各社の有価証券報告書より)

(*3)JCBの会員は、同社事業における会員残高数の合計数を集計(海外発行会員2,185万人を含む)。
取扱高は、同社事業における取扱額の合計数(一部推定値を含む)を集計。ブランドとしての売上や他ブランド
受託などのショッピング売上と、キャッシング取扱高を含む(海外取扱高9兆9,658億円を含む)。

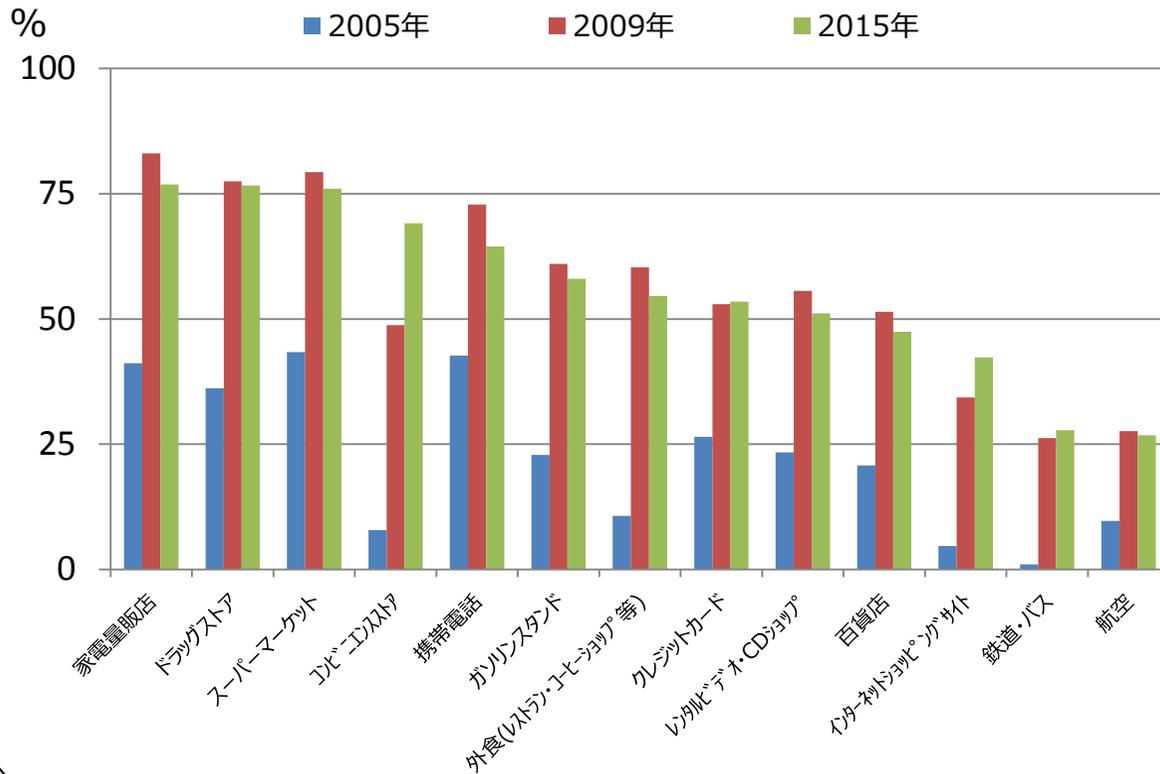
(*4)1回の使用ポイント数が1,000P以上の場合、4.5円。

(*5)iDバリュー(三井住友カードiD利用代金へのキャッシュバック)の場合、5円。

小売・対顧客サービス関連企業が発行するポイント①

- 小売・サービス企業は、消費者の囲い込み及び顧客の属性・購買履歴等の情報収集のためポイントを付与。

消費者がポイントを「貯めている」と認識している割合



ポイント発行額(2014年度)

業界	発行額 (億円)
クレジットカード	2,313
家電量販店	2,173
携帯電話	1,079
航空	626
ガソリン	604
コンビニ	473
総合スーパー	401
ネット通販	325
百貨店	272
ドラッグストア	192
外食	36
合計	8,495

※各業界の主要2～8社の数値を合計。

小売・対顧客サービス関連企業が発行するポイント②

- 既存のポイントサービスに多くの企業が参加し、集約・大規模化が進んでいる。

主なポイント・マイレージ

	Tポイント 	Ponta 	楽天スーパーポイント 	
会員数	6,082万人(16年10末)	7,876万人(16年10末)	1億1,652万人(16年9末)	
提携企業数、店舗数	157社、57万店(同上)	97社、14万店(同上)	52万店(15年6末)	
主な提携先	コンビニ	ファミリーマート、スリーエフ	ローソン	サークルKサンクス
	ショッピングサイト	Yahoo!ショッピング	ポンパレモール	楽天市場
	ガソリンスタンド	ENEOS	昭和セル石油	出光興産
	家電量販店	エディオン	コジマ(17年1月)	上新電機
	エネルギー会社	東京電力、西部ガス	東京電力、関西電力	西部ガス
	上記以外の主な店舗	TSUTAYA、マルエツ、ガスト、カメラのキタムラ、ドトール、東武ストア	ケンタッキーフライドチキン、ゲオ、エイチ・アイ・エス	ミスタードーナツ、大丸・松坂屋、PRONTO、

その他のポイント・マイレージ

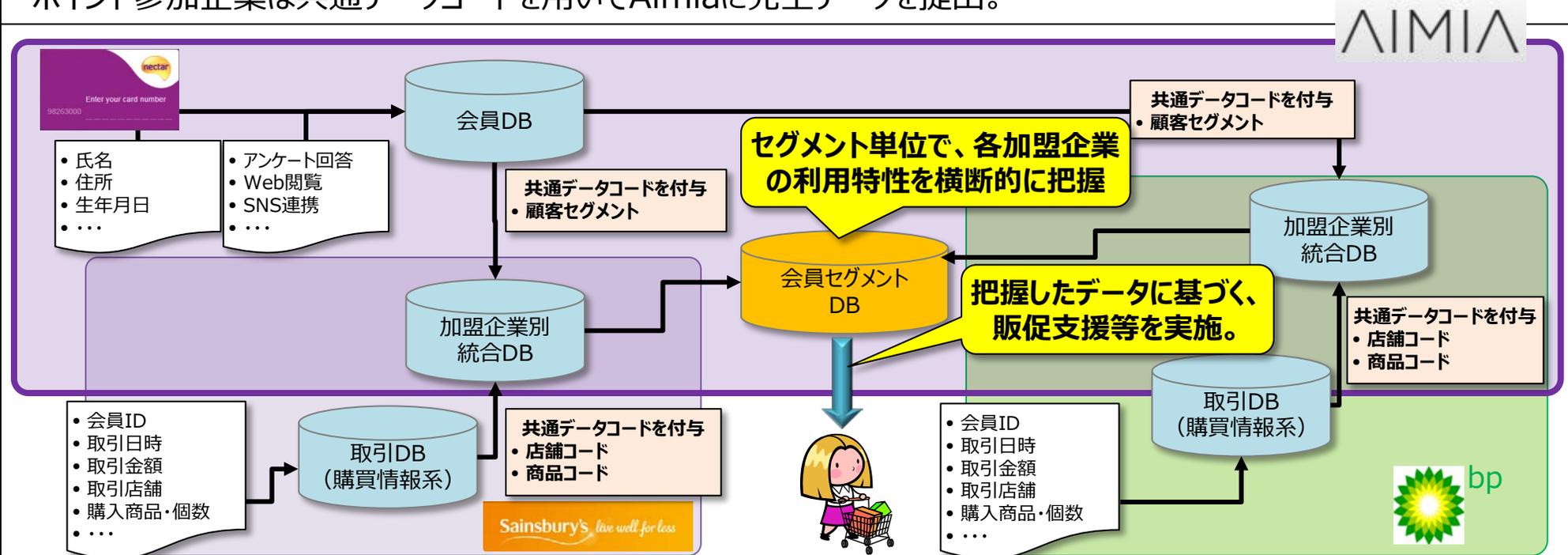
	dポイント 	WAONポイント 	nanacoポイント 	JALマイル 	ANAマイル 
会員数	5,800万人(16年3末)	5,610万人(16年2末)	4,543万人(16年2末)	3,000万人(15年12月)	2,800万人(15年3月)

ポイント関連情報の活用と課題

- プラットフォーマーが、ポイント参加企業から収集した売上情報を分析し、参加企業にフィードバックしたり、そのデータを用いてコンサルティングを行う例が見られる。
- その際、参加企業から提出されるデータが共通様式（商品コード等）を用いる必要。
- また、個人情報保護の取扱いに関する明確なルールが定められている必要。

（事例）英Aimia社による「nectarポイント」サービス

- ・企業横断的なロイヤリティプログラムのプラットフォーム（会員数：約1,800万人、主な参加企業：Sainsbury's Supermarkets / eBay / BP / British Gas他、原則1業界1社提携）
- ・ポイント参加企業は共通データコードを用いてAimiaに売上データを提出。



4. データの利活用に関する環境整備

個人情報保護について

- データ利活用を進めるに当たって、個人情報保護の側面での検討が必要。
- 改正個人情報保護法が2015年9月成立。2年以内の施行が予定されており、施行までに各産業分野向けのガイドラインの改定・新設を実施予定。

【検討すべき事項と方策】

① 法制上の許容ラインの明確化（ガイドラインの改定、新設）

- － 第三者提供／利用目的変更（追加）における同意手続きの簡素化
- － 許容される匿名化方法（特に「再識別」「照合」の定義とその許容範囲）の明確化

○どのデータを消すと、匿名加工になるのか

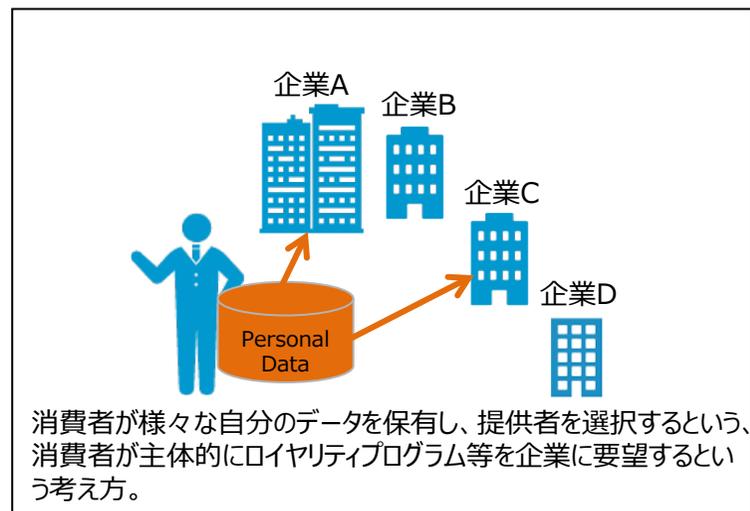
- 例)
- ・必ず消さないと行けない情報 → 「氏名」「電話番号」「勤務先」
 - ・消さなくてもよい情報 → 「年収ゾーン」「郵便番号」「家族構成」
 - ・状況によっては消すべきもの → 「交通機関乗降地」「店舗情報」

② ビジネス上のデータ利活用における留意点の明確化

- － 利活用イメージに基づき必要に応じてデータの所有権の明確化

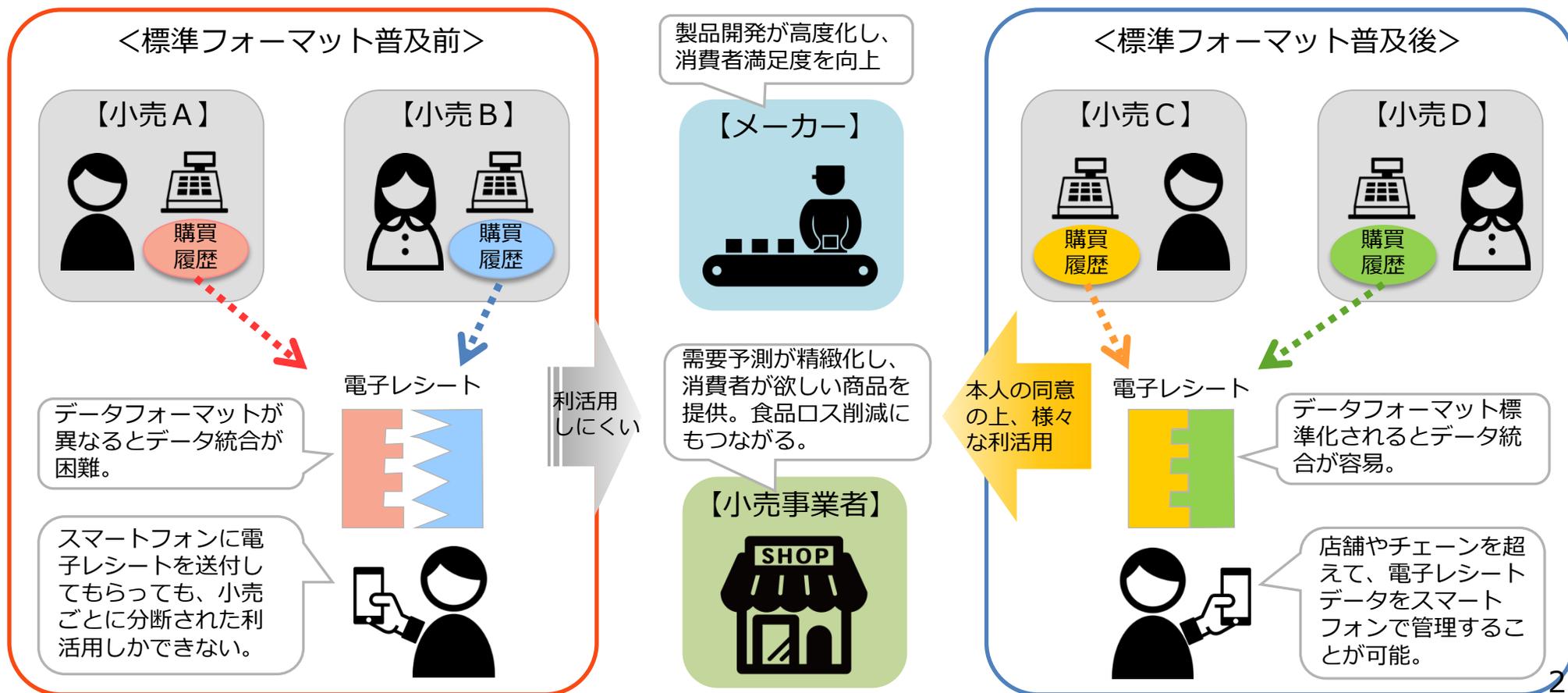
③ 提供するデータを消費者が選択できる仕組み

(例：PDS(Personal Data Store)を用いたVRM(Vender Relationship Management、上の図)



電子レシート標準化の取組

- 購買履歴が蓄積されているレシートの電子化（電子レシート）は、**家計簿管理が容易になるなどの消費者の利便性向上**のみならず、**事業者の消費者理解の促進や、製品開発力の高度化**など、様々なメリットをもたらす可能性がある。
- 他方、電子レシートの独自開発・導入が進むと、**異なる店舗から発行される電子レシートデータが統合できない可能性**があり、結果、**データ統合に無駄なコストや労力を要するおそれがある**。
- このため、**電子レシートの標準フォーマットを策定（本年5月）**。その普及を図ることで電子レシートの利活用が円滑に進む環境を整備。



クレジットカード会社間でやりとりする情報の標準化

- クレジットカード決済データ※の標準化に向けて、クレジットカード各社で実務的なワーキンググループを設置、検討中。※加盟店契約会社から国際ブランド、カード発行会社へ伝送するデータ。

「クレジットカードに関するデータ標準化ワーキンググループ」

- 目的：キャッシュレス決済に伴い蓄積される消費データの有効活用の観点から、関心の高いデータは多岐にわたる。それぞれの性質に応じて対応することを検討。

主要データ項目	現状	対応の方向性
・ カード会員の基礎的情報 ・ 購入日時 ・ 購入金額 ・ 加盟店の基礎的情報	・ 原則、捕捉されている。 ・ フォーマットのバラツキも少ない。	・ 基本的にこのままで利用可能。（ただし個人情報保護の手当ては必要）
・ 加盟店の業種 ・ 加盟店の所在地 等	・ 原則、捕捉されている。 ・ しかし、フォーマットは不揃い。	・ 幅広く活用するには、フォーマットの整備の必要。
・ 商品データ （商品名、購入個数） 等	・ カードデータでは捕捉されていない。 ・ データ量も膨大。	・ 必要に応じ、POSデータとのひもづけで対応。

- メンバーシップ：

ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社
マスターカード
三井住友カード株式会社

三菱UFJニコス株式会社
ユーシーカード株式会社
楽天カード株式会社

- スケジュール：本年7月に検討を開始、年内に報告書を取りまとめ。